





## 令和5年度インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザワクチンは、発症そのものを完全に防御することはできませんが、重症化や合併症の発症を予防する効果が証明されています。流行前に接種して重症化予防に役立てましょう。

種類	高齢者インフルエンザ	小児インフルエンザ
公費負担の期間	<b>令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)</b> ※この期間以外では公費負担は受けられません。ご注意ください。	
対象者	<p><b>① 65歳以上の方</b>【基準日：令和6年1月31日】 ※65歳の誕生日を迎える前でも接種できます。</p> <p><b>② 60～64歳の方で下記の障害を有する方</b> 心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方で、厚生労働省令で定めるもの(内部障害1級の方)。</p>	<p><b>① 未就学児</b>【満1歳*～年長児】 平成29年4月2日～令和4年9月30日生まれ ★令和5年10月1日時点で満1歳になっている方が対象</p> <p><b>② 15歳</b>【令和6年4月1日時点での年齢】 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ</p> <p><b>③ 18歳</b>【令和6年4月1日時点での年齢】 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ</p>
自己負担金	<p>医療機関で定めた額から <b>公費負担分2,600円</b>を差し引いた額</p> <p>※県外医療機関で接種する場合は、医療機関へ全額お支払いいただいた後、償還払い(払い戻し)となります。</p> 	<p><b>① 未就学児の方</b> ◆市内協力医療機関で接種する場合 <b>自己負担金なし</b></p> <p>◆市外医療機関で接種する場合 医療機関で定められた額から、接種1回あたり <b>公費負担分4,000円</b>を差し引いた額</p> <p><b>② 15歳、③ 18歳の方</b> 医療機関で定められた額から <b>公費負担分1,000円</b>を差し引いた額</p> <p>※市外医療機関(一部を除く)で接種する場合は、医療機関へ全額お支払いいただいた後、償還払い(払い戻し)となります。</p>
場所	<b>医療機関にて個別接種</b>	
	市内の実施医療機関については、広報うしく令和5年4月15日号内の「牛久市内病院・医院案内」、予診票に同封の実施医療機関一覧または市ホームページをご覧ください。	市内の実施医療機関については、予診票に同封の実施医療機関一覧または市ホームページをご覧ください。
予診票	<b>対象者となる方へは令和5年9月末に個別郵送します</b> ※牛久市から他の市町村に転出した場合は、異動日から予診票は無効となります。	
接種当日持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎予診票</li> <li>◎住所・年齢が確認できるもの(健康保険証等)</li> <li>◎自己負担金</li> <li>◎予防接種記録票(オレンジ色の用紙)</li> </ul> <p>23価高齢者肺炎球菌の予診票送付時に同封していますが、紛失した場合には、市内医療機関に設置していますのでご利用ください。保健センターでもお渡しできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎予診票</li> <li>◎住所・年齢が確認できるもの(健康保険証等)</li> <li>◎母子健康手帳</li> <li>◎自己負担金</li> </ul> 

※その他、接種の詳細については予診票同封のお知らせまたは市ホームページをご覧ください。  
※インフルエンザワクチン(不活化ワクチン)と他の予防接種(新型コロナワクチンを含む)との接種間隔に関する規定はありません。医師と相談の上、接種をお願いします。



▲高齢者インフル  
エンザ予防接種



▲小児インフル  
エンザ予防接種